

令和5年11月29日

浅川清流環境組合
管理者 大坪 冬彦

浅川清流環境組合の定める公害防止基準値の一時的な超過について

日頃より、浅川清流環境組合のごみ処理行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。さて、可燃ごみ処理施設において、1号焼却炉の排ガス中水銀濃度が、一時的に当組合の定める公害防止基準値（ $50 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ ）を超える事態が発生しました。通常、基準値超過時の焼却灰は検査が完了するまで搬出を一時的に停止しておりますが、現在、当施設の貯槽タンクに溜まっている灰の量が多くなっており、タンクの容量を確保するため、1号焼却炉の運転を停止致しましたのでお知らせいたします。

なお、今回の経緯については下記のとおりです。

記

1. 発生経過及び対応

令和5年11月28日（火）13時頃 煙突入口水銀濃度上昇・水銀除去のため、活性炭の増量操作

14時00分 煙突入口水銀濃度 $95 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ （1時間平均値）

以降、収束傾向にありましたが、当施設の貯槽タンクに溜まっている灰の量が多くなっており、タンクの容量を確保するため、1号焼却炉の運転を停止致しました。

2. 原因

可燃ごみ中への水銀混入。

3. 周辺の生活環境の被害の状況

今回の一時的な基準値超過においては、事態は収束しており、周辺地域に環境汚染や健康被害を生じることはありません。

なお、法令の排出基準は、環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという観点から設定したものであることから、排出基準を超える水銀等が排出されたとしても直ちに地域住民に健康被害を生じるものではありません。

4. 不適正ごみの搬入防止

不適正ごみの搬入防止に向けて、搬入物検査の強化と日野市・国分寺市及び小金井市に対し、市民、事業者などへ適切なおみ出し方の指導、啓発の徹底を要請してまいります。

問い合わせ先 浅川清流環境組合 事業課 電話 042-506-2923